

愛媛労働局発表
令和元年11月29日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室

室長 佐藤 真理子

指導係長 坂本 幸穂

(電話) 089 (935) 5222

(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

パートタイム・有期雇用労働法

説明会・個別相談会を開催します！！

～令和2年4月から施行（中小企業の適用は令和3年4月）～

愛媛労働局（局長 縄田 英樹）では、いよいよ施行が目前に迫ってまいりましたパートタイム・有期雇用労働法（令和2年4月1日施行）に関する説明会・個別相談会を開催します。

説明会では、同一企業内における正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止や、待遇に関する説明義務の強化等、パートタイム・有期雇用労働法の内容を中心として、法に沿った取組を進めるための具体的手順や各種支援制度等について説明し、説明終了後は個別相談会を実施します。

「パートタイム・有期雇用労働法説明会・個別相談会」の開催（資料No.1）

- 松山会場：令和元年12月5日（木）10:00～11:20（松山若草合同庁舎 7階共用大会議室）
- 松山会場：令和元年12月5日（木）~~13:30～15:40~~（松山若草合同庁舎 7階共用大会議室）

※松山会場午後の部は申込定員に達しました。

- 四国中央会場：令和元年12月11日（水）13:30～15:40（土居文化会館 2階大会議室）
- 内容：不合理な待遇差の禁止、同一労働同一賃金ガイドライン など

※個別相談会

- 定員：各会場 80名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
- 対象：企業の人事労務担当者 等
- 申込受付：愛媛労働局雇用環境・均等室（FAX：089-935-5210）
- 申込期限：令和元年11月29日（金）

《参考資料》

資料No.1 パートタイム・有期雇用労働法説明会・個別相談会のご案内（チラシ）

資料No.2 パートタイム・有期雇用労働法が施行されます（リーフレット）